

サキホコレ音頭利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田米「サキホコレ」(以下「サキホコレ」という。)のイメージ音頭「サキホコレ音頭」(以下「音頭」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(音頭の利用に関する権利)

第2条 音頭の利用に関する一切の権利は、秋田県(以下「県」という。)に属する。

(利用の基準)

第3条 音頭を利用しようとする者は、営利(商用)利用の場合を除き、県の許諾を得ることなく利用することができる。ただし、営利(商用)利用の場合であっても、当該利用がサキホコレ又は秋田米のPRに該当する場合は同様に利用を認めるものとする。

2 営利(商用)利用の場合であって、前項の規定に該当しない場合については、個別に秋田米ブランド推進室へ協議すること。

3 音頭の編集などの改変を行う必要がある場合は、個別に秋田米ブランド推進室へ協議すること。

(利用の制限)

第4条 次の各号に該当する場合は、音頭の利用を認めないものとし、現に利用している場合は速やかに利用を中止しなければならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (3) サキホコレのイメージを損なうおそれがある場合
- (4) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに利用されるおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又はその広告等に利用されるおそれがある場合
- (7) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者が利用するおそれがある場合
- (8) その他、秋田米ブランド推進室長が音頭の利用を適当でないとする場合

(利用料)

第5条 音頭の利用料は、無料とする。

(免責事項)

第6条 音頭の利用に伴い発生した損害については、利用者がその責めを負うものとし、県は一切の責任を負わない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、音頭の利用について必要な事項は、秋田米ブランド推進室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月12日から施行する。